

令和8年度組織機構の見直しについて(概要)

1 見直しの概要

令和8年度においては、課内室以上の組織機構の見直しは実施しない。

なお、事務処理効率化の観点から、以下のとおり、執務室の移転及び事務分掌の見直し等を実施する。

2 考え方

本市では、平成19年度以降、社会情勢の変化や、新たな行政需要に対応するため毎年度組織機構の見直しを重ねてきた。

特に、平成24年度の「創造都市推進局」新設を始め、令和6年度には、政策主導の行政運営強化等の観点から、「政策局」、「市民局」を新設するなど、局の再編を伴う組織改編を行ったことにより、本市組織の大枠については一定整理ができ、現場や市民にも定着しつつある。

このようなことから、令和8年度は、課内室以上の組織機構の見直しを行わず、現行体制の下で、着実に施策を実施していくことに力点を置くこととする。

なお、人口減少・少子超高齢化の進行も見据え、今後においては、特に「組織の肥大化抑制」を念頭に置きながら、顕在化してくる行政課題にも、柔軟かつ的確に対応できる組織機構の見直し等に、引き続き取り組む。

3 執務室の移転

(1) 環境施設対策課の「南部クリーンセンター」への移転

環境局

次期ごみ処理施設の整備に関する事務を効率的に行うため、環境施設対策課の執務室を本庁から、「南部クリーンセンター」へ移転する。それに伴い、環境施設対策課の電話番号等も変更する。

現行

- 所在地 高松市番町一丁目 8 番 15 号
本庁舎 12 階
- 電話番号 087-839-2102
- FAX 番号 087-839-2107

令和8年4月1日以降

- 高松市塩江町安原下第3号 2084 番地 1
- 南部クリーンセンター管理棟 3階
- 087-897-0770
- 087-897-0771



4 名称の変更

(1) 高松市民病院塩江分院を「高松市立しおのえ診療所」へ変更

病院局

病床の廃止に伴う運営形態の変更のため、名称を「高松市民病院塩江分院」から「**高松市立しおのえ診療所**」へ変更する。

現行		令和8年4月1日以降
○名称	高松市民病院塩江分院	高松市立しおのえ診療所
○病床数	療養病床 67床(休床中)	無床
○診療科目	内科、外科、整形外科、 泌尿器科、リハビリテーション科、 歯科	【変更なし】内科、外科、整形外科、 泌尿器科、リハビリテーション科、 歯科

※所在地、電話番号は変更なし。

5 事務分掌の見直し

(1) 指定収集袋の製造・在庫配達管理・家庭ごみ処理手数料の徴収事務 環境局

現行	令和8年4月1日以降
ゼロカーボンシティ推進課	環境業務課

家庭ごみ排出時に利用する指定収集袋(ごみ袋)の製造から家庭ごみ処理手数料の徴収事務及び収集業務を一元化するため、ゼロカーボンシティ推進課から、家庭ごみの定期収集業務を所管する「環境業務課」へ事務を移管する。

(2) 公衆便所の管理 環境局

現行	令和8年4月1日以降
環境施設対策課	環境業務課

環境施設対策課の執務室移転に伴い、公衆便所の管理について、し尿処理を所管する「環境業務課」へ事務を移管する。

(3) 下水道関連事務 都市整備局

【無償譲受及び行政財産の占用・使用】

現行	令和8年4月1日以降
下水道整備課	下水道経営課

【開発行為に伴う工事確認・検査、埋設確認】

現行	令和8年4月1日以降
下水道整備課	下水道業務課

下水道部内での業務の平準化を図り、下水道施設の老朽化・耐震化対策を着実に実施するため、下水道施設の無償譲受及び行政財産の占用・使用について、下水道整備課から「**下水道経営課**」へ、開発行為に伴う工事確認及び検査、埋設確認について、下水道整備課から「**下水道業務課**」へそれぞれ事務を移管する。

6 組織数の増減

なし

R8年4月1日：12局 9部 104課 21室